

東浦町住民相談実施要綱

東浦町心配ごと相談運営要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、住民の日常生活上の心配ごと、行政に関する意見等に対し、専門の相談員による適切な指導又は助言を行う相談（以下「住民相談」という。）を実施し、住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(住民相談の種類、内容等)

第2条 住民相談の種類、内容、相談日時、相談時間及び受付方法は、別表に定めるとおりとする。ただし、相談日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、相談日を変更することができる。

2 法律相談は、同一の内容につき1回限りとする。

3 町長は、やむを得ない事由により住民相談を実施できない場合は、中止することができるものとする。

(利用料)

第4条 住民相談に係る利用料は、無料とする。

(対象者)

第5条 住民相談の対象者は、原則として町内に住所を有する者とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(相談の方法)

第6条 相談の方法は、原則として面談により行うものとする。

(相談員)

第7条 法律相談の相談員は、弁護士資格を有する者とする。

2 心配ごと相談の相談員は、人権擁護委員及び行政相談委員とする。

3 特設行政相談の相談員は、行政相談委員とする。

(相談員の責務)

第8条 相談員は、住民相談を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 相談者に親切かつ公平に対応すること。

(2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第9条 相談員は、相談終了後速やかに、その相談結果を住民相談に関する事務を所掌する課（以下「所管課」という。）の長に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、住民相談に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

別表（第2条関係）

住民相談の種類	内容	相談日時	相談時間	受付方法
法律相談	日常生活上の法律問題に関する相談	毎月第2・第4金曜日の午後1時から午後4時まで	30分	電話又は所管課窓口受付による事前予約（相談日の前日まで）
心配ごと相談 （行政相談を含む。）	日常生活上の心配ごと及び困りごと並びに行政に関する意見及び要望に関する相談	毎月第3火曜日の午前10時から午後3時まで	—	当日先着順
特設行政相談	行政に関する意見及び要望に関する相談	行政相談週間内の指定日の午前10時から正午まで	—	当日先着順